

税理士 柳井が
審査いたします!

中小法人・個人事業者のための

一時支援金 相談会

2021.5.17 (月) 10:00～17:00

19 (水) 10:00～17:00

※相談時間は1社あたり最大60分です。

会場：緑法人会館 会議室
(青葉区市ヶ尾町1050-11)

講師紹介

公認会計士・税理士 柳井 靖士

Profile

公認会計士、税理士
認定経営革新等支援機関
一時支援金登録確認機関

緑法人会税制委員会副委員長
緑法人会青年部会員

一時支援金の登録確認機関

1 認定経営革新等支援機関	2 認定経営革新等支援機関に準ずる機関	3 左記を除く機関又は資格を有する者等
<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた税理士、中小企業診断士、行政書士など 	<ul style="list-style-type: none"> ●商工会/商工会連合会 ●商工会議所 ●農業協同組合/農業協同組合連合会 ●漁業協同組合/漁業協同組合連合会 ●預金取扱金融機関 ●中小企業団体中央会 	<ul style="list-style-type: none"> ●税理士 ●税理士法人 ●中小企業診断士 ●公認会計士 ●監査法人 ●行政書士 ●行政書士法人

一時支援金の概要 全体

2021年1月に発令された緊急事態宣言^{*1}に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)を給付いたします。

給付対象について

ポイント1

緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること^{*2}

ポイント2

2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額

= 2019年又は2020年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等

上限**60**万円

対象期間

1月～3月

個人事業者等

上限**30**万円

対象月

対象期間から**任意**に選択した月^{*3}

申請受付期間

2021年 **3月8日** (月) ～ **5月31日** (月)

^{*1} 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

^{*2} 緊急事態宣言の再発令に伴い、**緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という。)**の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における**不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響**を受けていること

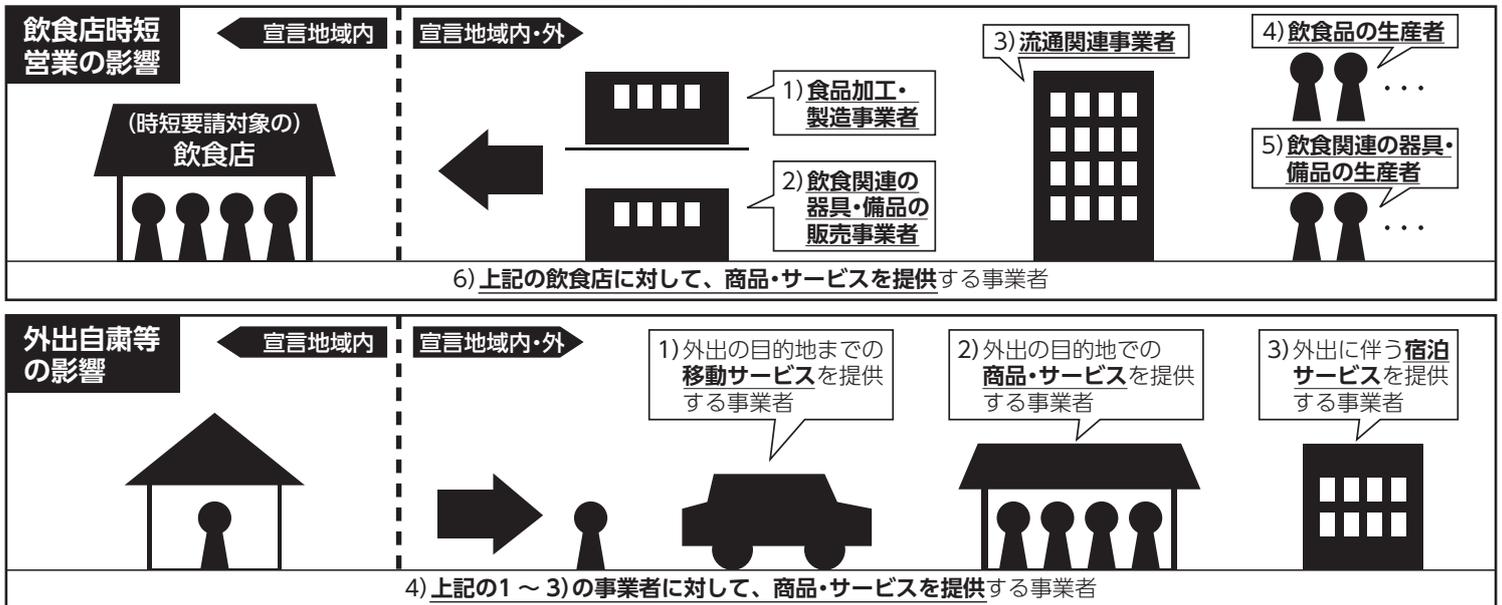
^{*3} 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

参加申込書は裏面をご覧ください

◆◆◆ 一時支援金の概要 給付対象のポイント ◆◆◆

- 1** 給付要件を満たす事業者であれば、**業種や所在地を問わず給付対象**となり得ます。
 ★給付要件を満たせば、中小法人等(資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下)及び個人事業者等(フリーランスや主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の方を含む)の双方とも対象になり得ます。
- 2** 本制度における「宣言地域」には、一度発令された**緊急事態宣言が解除された地域も含まれます**。
- 3** 売上が50%以上減少していても、又は、宣言地域に所在する事業者であっても、**給付要件を満たさなければ給付対象外**です。
 ★緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、**宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外**です。
 ★公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は給付対象外です。
- 4** 地方公共団体から時短営業の要請を受けた、**協力金^{※1}の支給対象の飲食店^{※2}は給付対象外**です。
 ★昼間のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。
 ※¹ 都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金。以下、同じ。
 ※² 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の都道府県知事の許可を受けた者。本資料において、同じ。
- 5** 一時支援金は、**店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付**します。

◆◆◆ 給付対象 イメージ ◆◆◆



〈一時支援金相談会 参加申込書〉 ご希望の方は下記の参加申込書に、必要事項を記入し、**FAX 045-971-5736** までご送信下さい。また当日は、参加申込書を切り取り、受付にお出し下さい。

● 法人名 会員 非会員

● 所在地

● 電話番号

● FAX 番号

● メールアドレス

いずれの日程(17日または19日)からお選びください

- 5月17日 ※時間を○で囲んでください ※ご希望に添えない場合がございます
 ①10:00～11:00 ・ ②11:10～12:10 ・ ③13:10～14:10
 ④14:20～15:20 ・ ⑤15:30～16:30
- 5月19日 ※時間を○で囲んでください ※ご希望に添えない場合がございます
 ①10:00～11:00 ・ ②11:10～12:10 ・ ③13:10～14:10
 ④14:20～15:20 ・ ⑤15:30～16:30

○ 満員の際は入場をお断りする場合がございます。 ○ 会場の駐車場は御座いませので公共交通機関をご利用願います。